

．基礎調査

実効性ある男女共同参画計画を策定するためには、男女共同参画に関する諸問題を具体的に把握し、地域固有の問題を明確にしていかなければなりません。ここでは、地域の抱える問題を統計データ等から把握するとともに、住民意識調査の実施によって地域固有の問題を明確にしていきます。

1 . 世界・日本・岩手県の動き

【この章の目的と内容】

男女共同参画計画を策定するにあたっての基本的な事項を整理します。

男女共同参画に係る世界や国などの動きや関連法の概要を整理するとともに、男女共同参画社会を理解する上で必要な用語について理解することが必要です。

(用語については、巻末の参考資料を参照して下さい。)

(1) 世界の動き

世界における男女共同参画社会形成への動きは、昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」を契機に、女性の地位向上に関する取組みから始まっています。

昭和 51 年から昭和 60 年までを「国連婦人の 10 年」と定めて「世界行動計画」を採択し、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が本格的に始まりました。

昭和 60 年には、平成 12 年（2000 年）に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成 7 年（1995 年）北京で開催された第 4 回世界女性会議では、男女平等を基礎とした女性の地位向上に向けた具体的な行動指針として「行動綱領」が採択されました。

ここでは西暦 2000 年に向けて優先的に取り組むべき方向が示され、各国には、平成 8 年（1996 年）までに行動計画を策定することが求められました。

平成 12 年（2000 年）には国連特別総会「女性 2000 年会議」が、平成 17 年（2005 年）には「国連婦人の地位委員会」がニューヨーク国連本部で開催され、男女共同参画の推進は国際的な流れとなっています。

(2) 日本の動き

日本では、世界女性会議を受け、昭和 52 年（1977 年）の「国内行動計画」策定から取組みが始まり、世界女性会議の採択内容に応じ、行動計画を策定・改訂してきました。

昭和 60 年には、男女雇用機会均等法の制定、国民年金法改正などの法律、制度面の整備を進め、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、昭和 62 年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成 6 年には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置するなど、推進体制を整備しました。

平成 7 年の第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」を受け、平成 8 年（1996 年）12 月に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定するとともに、平成 11 年（1999 年）4 月 1 日には、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改

正を行いました。

さらに、平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられています。

平成 12 年には男女共同参画を総合的かつ計画的に進めていくための男女共同参画基本計画が閣議決定されたほか、平成 13 年には内閣府の重要政策会議の一つとして男女共同参画会議が設置されるとともに、内部部局として男女共同参画局が設置され、男女共同参画に関する推進体制が強化されました。

また、平成 13 年には「配偶者暴力防止法」が制定されたほか、平成 15 年の「次世代育成支援対策推進法」の制定、平成 17 年の「育児・介護休業法」の改正、平成 18 年の「男女雇用機会均等法」の改正など、男女共同参画を推進するためのさまざまな関係法律が整備されてきています。

なお、国の最新動向については、内閣府男女共同参画局のホームページ(<http://www.gender.go.jp/>) などから常に最新の動向を確認しておく必要があります。

(3) 岩手県の動き

岩手県においては、昭和 54 年 4 月に企画調整部に青少年婦人課を設置（平成 5 年に青少年女性課に改称）し、女性施策を総合的に推進する体制を整備しました。

昭和 63 年には 2000 年に向けた岩手県における女性施策を推進するための基本指針となる「新岩手の婦人対策の方向」を策定しました。

平成 4 年 3 月には国の「新国内行動計画」改定（平成 3 年）及び「第三次岩手県総合発展計画」策定を受けて、男女共同参画型社会の形成をめざした「いわて女性さわやかプラン」を策定するとともに、平成 8 年 3 月には、同プランの後期における具体的施策を策定し、これに基づく諸施策を推進しました。

さらに、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、国の基本計画に則った岩手県の男女共同参画社会づくりに向けた基本計画の策定と総合的な施策の展開が求められていたことを受け、平成 12 年に「いわて男女共同参画プラン」を策定し取組みを進めてきました。

平成 17 年には、「いわて男女共同参画プラン」のこれまでの取組みを評価・総括して改訂し、後期計画の重点取組事項を定め取組みを進めているところです。

また、平成 17 年の「配偶者暴力防止法」の改正を受け、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定しました。

平成 18 年には、「男女共同参画センター」を開設し、本県の男女共同参画を推進する拠点施設として、県民とのネットワークの構築による情報交流、活動交流を進めています。

2 地域の状況

【POINT】

各種統計データを用いて、地域の状況を把握します。

統計データを把握し、国、県、他市町村との比較を行うことにより、地域の特徴を明らかにすることができます。

また統計データの掲載により、計画の記述に客観性を持たせ、説得力が増します。

統計データは、「人口・婚姻」「家庭生活」「雇用・労働」「教育」「社会参画」の各分野から収集します。

(1) 把握すべきデータ

地域の男女共同参画の状況を把握するため、基礎調査においては、地域の抱える問題点や課題について検討することが必要です。このため、各種統計データを用い、地域の男女共同参画の状況を把握します。

統計データについては、豊富なデータと詳細な分析があることが望ましいのはもちろんですが、データ分析にかけられる時間と労力は限られていることから、表 3 - 1 に「把握すべきデータ」を示します。

このほかにも、統計で把握できるデータは無数にあります。表 3 - 1 のデータを必要最低限と考え、地域の状況を把握するため、関係各課に照会するなどして、できるかぎり詳細なデータ分析を行いましょう。

表 3 - 1 把握すべきデータ

分野	データ	資料名	調査機関名	分析のポイント
人口	人口ピラミッド	国勢調査	総務省	全国・県と比較、地域の特徴をつかむ
	年齢階層別人口割合・推移	国勢調査	総務省	年齢3区分別人口比率を国・県と比較
	世帯構成	国勢調査	総務省	単身、核家族、3世代同居率を国、県と比較
	世帯あたり平均人員・推移	国勢調査	総務省	国・県と比較、経年変化にも留意
	合計特殊出生率	人口動態統計	厚生労働省	市町村データはなし・県データで代替
	流入・流出口	国勢調査	総務省	地域の雇用・就業の機会を把握
婚姻	婚姻率・推移 / 男女別 / 年齢別	人口動態統計	厚生労働省	県データで代替
	男女別未婚率・推移	国勢調査	総務省	国・県と比較、経年変化にも留意
	離婚率・推移	人口動態統計	厚生労働省	市町村データはなし、県データで代替
	男女別家事関連時間	社会生活基本調査	総務省	国のデータのみ
	家庭内暴力、セクハラ等の相談件数	県、市町村		必要に応じ担当課からデータ収集
雇用 労働	年齢階級別女子労働力率(M字曲線)	国勢調査	総務省	国・県と比較、経年変化にも留意
	産業別就業者比率	国勢調査	総務省	1～3次産業の比率を国、県と比較
	男女別雇用形態比率	就業構造基本調査	総務省	正規職員、パートタイム比率の男女比
	女性雇用者比率の推移	国勢調査	総務省	女性雇用者の数、比率の変化
	男女の賃金格差	賃金構造基本統計	厚生労働省	国、県の男女の賃金格差
	実収入に占める妻の収入割合	家計調査年報	総務省	妻の収入割合
	第1次産業従事者比率	国勢調査	総務省	農山漁村における男女共同参画
	農業委員に占める女性の割合	農業委員会および都道府県農業会議実態調査	農林水産省	
	労働報酬の有無	県		
	保育所入所率	県		女性の働きやすさ
	特別保育事業実施保育所数	県		
育児・介護休業制度の普及率	県			
教育	男女別高等学校卒業者の進路	学校基本調査	文部科学省	国、県の男女別進路
	男女別高等学校卒業者の就業	学校基本調査	文部科学省	国、県の男女別就業分野
社会 参画	女性役付職員比率	県、市町村		女性の登用状況
	女性議員の比率	県、市町村		
	男女別公立学校女性教員管理職比率	学校基本調査	文部科学省	国、県の男女別管理職比率
	審議会等における女性委員割合	県	内閣府	

(2) 分析のモデル例

ここでは、岩手県のデータをもとに、分析のモデルを提示します。

市町村データが取れるものについては、このモデル分析に市町村データを加え、検討するとよいでしょう。

【分析のポイント】

分析にあたっては、

国、県、他市町村との比較を行い、地域の特徴を明らかにする
他市町村や県、国と異なる特徴については、その要因を分析する

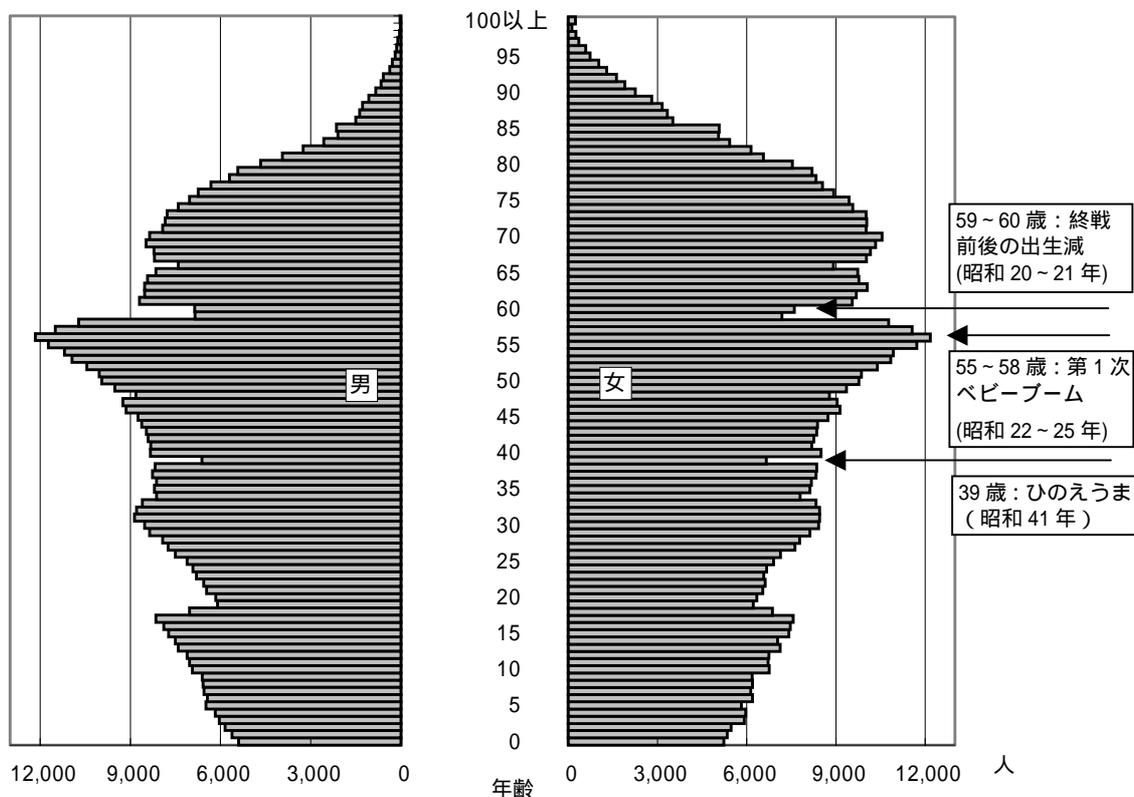
ということに留意しましょう。

人口

【人口ピラミッド】

- ・ 平成 17 年 10 月 1 日現在、岩手県の人口は、女性 72 万 1,461 人、男性 66 万 3,580 人で、総数 138 万 5,041 人となっています。

図 3 - 1 人口ピラミッド



資料) 総務省「国勢調査」

【年齢階層別人口割合・推移】

- ・ 人口を年齢3区分別にみると、男女ともに65歳以上の老年人口率が上昇し、0～14歳の年少人口比率、15～64歳の生産年齢人口比率が減少しています。
- ・ 平成17年データでこれを全国と比較すると、岩手県は男女ともに生産年齢人口比率が全国に比べ低く、老年人口が全国平均を上回っていますが、特に女性のほうにその差がはっきりと出ている点に特徴があります。

特に65歳以上の老年人口比率は、男性20.8%、女性28.0%と男女とも20%に達するとともに、全国平均との差が開いてきており、高齢化の進展が著しいと言えます。

- ・ 年少人口については、これまで男女とも全国平均を上回っていましたが、平成17年度調査では、女性の年少人口が全国平均を下回るという結果となりました。

表3-2 年齢3区分別人口構成

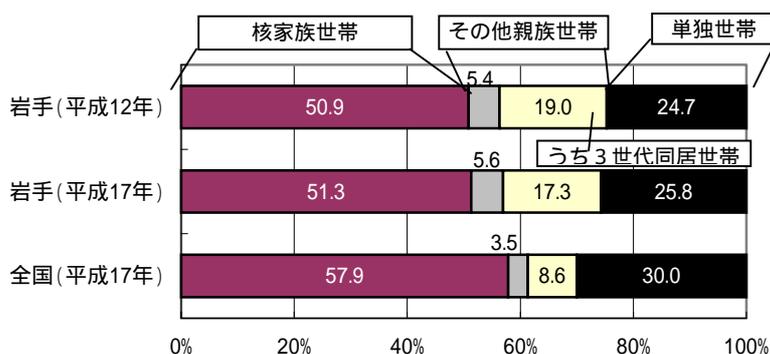
	男性			女性		
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成2年	20.3	67.5	12.2	17.9	65.4	16.7
平成7年	17.9	66.8	15.3	15.9	63.7	20.5
平成12年	16.0	65.7	18.3	14.1	61.5	24.4
平成17年	14.7	64.0	20.8	12.9	59.0	28.0
平成17年(全国)	14.4	67.7	17.4	13.1	64.0	22.6

資料) 総務省「国勢調査」

【世帯構成】

- ・ 世帯の構成をみると、岩手県は全国に比べ、核家族世帯の比率が1割程度低く、その他親族世帯のうち、3世代同居世帯(夫婦、子どもと両親、または夫婦、子どもと片親の世帯)が高い点に特徴があります。また単独世帯比率は全国的傾向と同様増加していますが、比率としては全国に比べて低い水準にあります。
- ・ 世帯構成においても、単身世帯や核家族世帯の増加など全国的な傾向と同様の都市化が進展しているものの、そのスピードは全国に比べて遅いと言えるでしょう。

図3-2 世帯構成

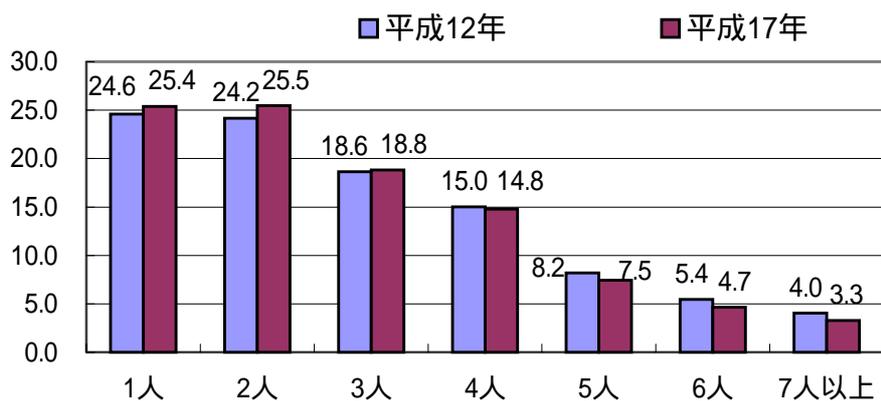


資料) 総務省「国勢調査」

【世帯あたり平均人員・推移】

- 平成17年10月1日現在の1世帯あたりの平均人員は、2.82人で、全国平均(2.55人)を0.27人上回っていますが、平成12年10月1日現在(2.92人)と比べると0.10人下回り、1世帯あたりの平均人員は減少傾向にあります。

図3-3 世帯あたり平均人員(岩手県)

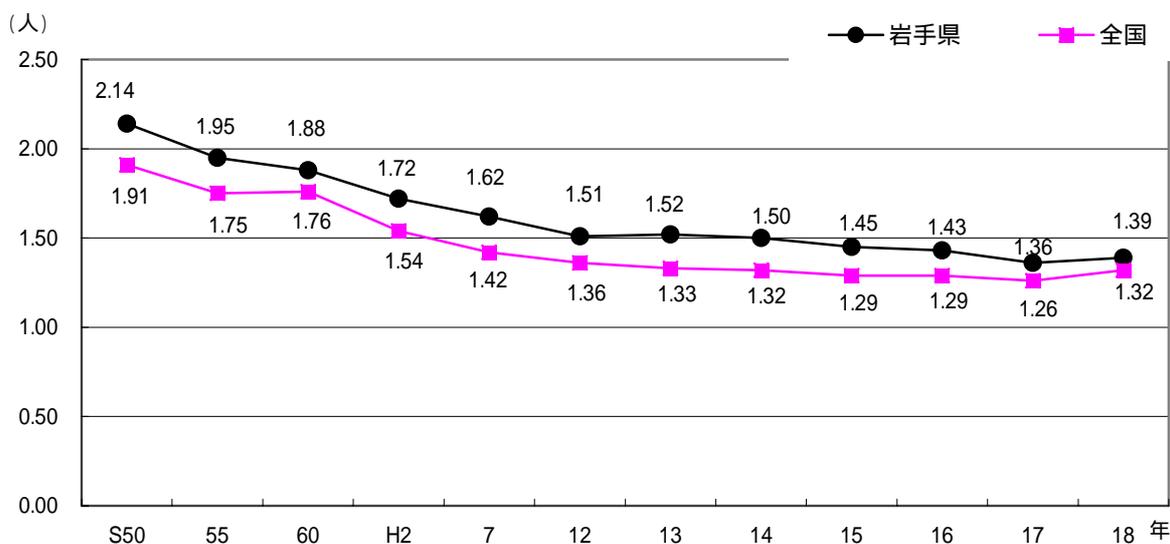


資料) 総務省「国勢調査」

【合計特殊出生率】

- 岩手県の合計特殊出生率(1人の女子が一生の間に産むと推計される平均子ども数)は、昭和50年には人口維持に必要とされる2.1を上回っていましたが、その後少子化が進み、平成18年には若干上昇したものの、合計特殊出生率は1.39となっています。ただし、全国と比較すると、岩手県の合計特殊出生率は比較的高い水準にあります。

図3-4 合計特殊出生率の推移



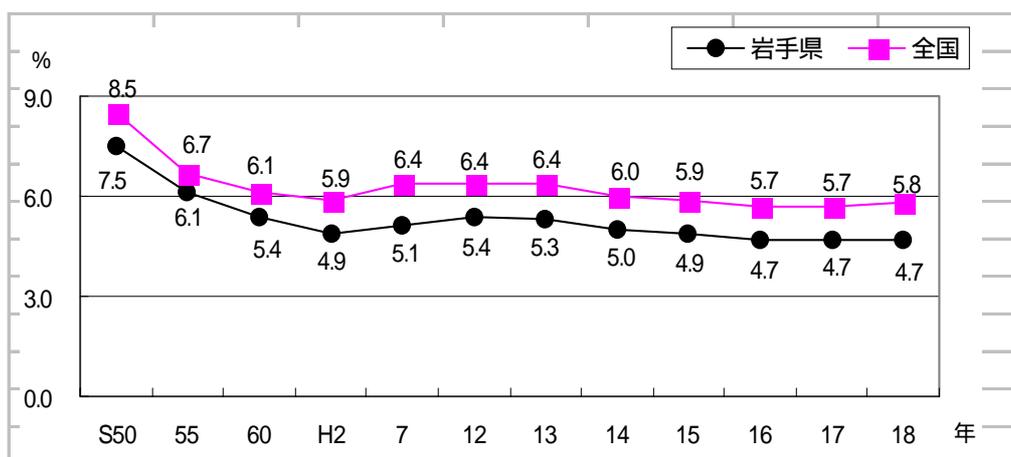
資料) 厚生労働省「人口動態統計」

婚姻

【婚姻率・推移】

- 平成18年の岩手県の婚姻件数は6,458件で、人口千人あたり婚姻率は、前年同値の4.7となりました。ただし、婚姻率全国平均を1ポイント以上、下回っており、進学、就職などに伴う若年層の県外流出が影響しているものと考えられます。

図3-5 人口千人あたり婚姻率



資料) 厚生労働省「人口動態統計」

【男女別未婚率・推移】

- 未婚率についてみると、女性は各年代で、男性は25～34歳で上昇しており、特に女性では25～29歳、30～34歳、男性では30～34歳の未婚率が過去20年間で約20ポイント増加していることがわかります。

また、全国と比べると、岩手県の未婚率は男女ともに低い水準にあります。

表3-3 男女の未婚率の推移

女性	岩手県				全国
	昭和60年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年
15～19歳	99.1	99.1	99.0	99.2	99.1
20～24歳	76.7	81.7	82.2	83.0	88.7
25～29歳	28.7	44.0	48.2	51.1	59.0
30～34歳	9.0	18.1	24.2	28.3	32.0
35～39歳	5.7	8.7	12.6	18.0	18.4
男性	岩手県				全国
	昭和60年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年
15～19歳	99.7	99.5	99.6	99.7	99.6
20～24歳	89.7	89.5	88.7	89.1	93.4
25～29歳	58.5	62.5	63.7	64.6	71.4
30～34歳	27.8	38.7	42.1	44.4	47.1
35～39歳	12.6	25.8	29.3	32.7	30.0

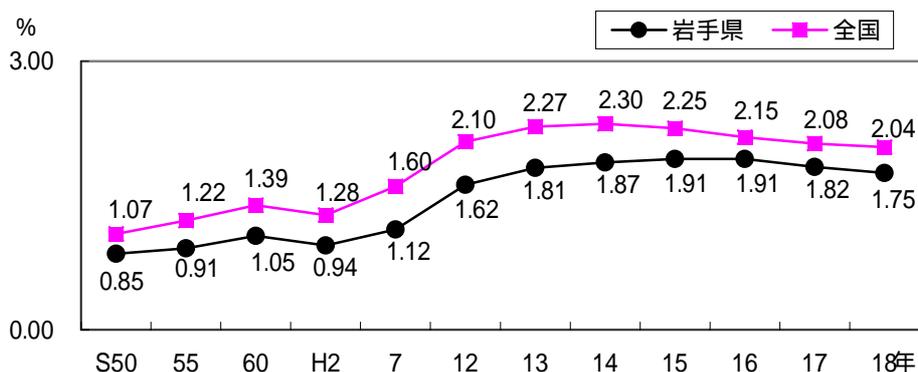
資料) 総務省「国勢調査」

婚姻

【離婚率・推移】

- 離婚率は全国平均と比べて低く、平成17年以降減少傾向にあります。

図3-6 人口千人あたり離婚率



資料) 厚生労働省「人口動態統計」

家庭生活

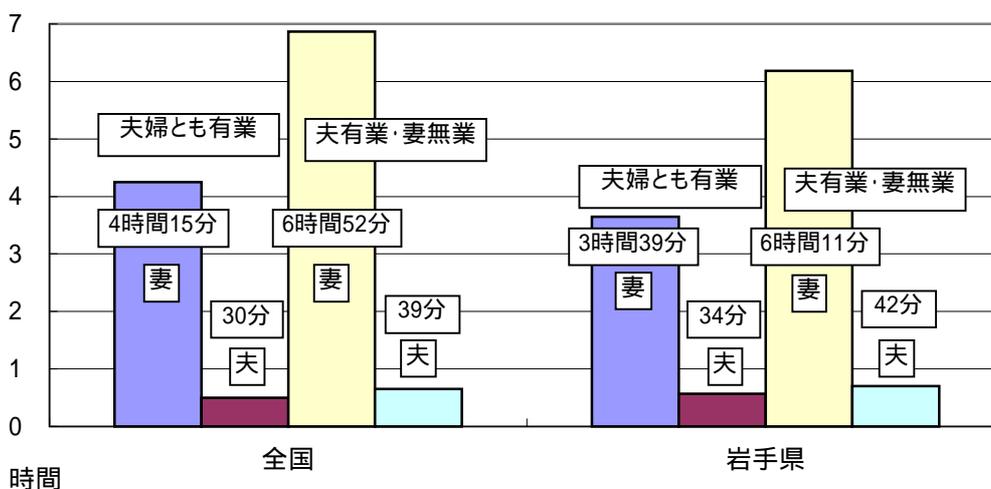
【男女別家事時間】

- 男女別の家事時間(家事、育児、介護、買い物)については、妻が圧倒的に家事を担っている状況は全国も本県も同じ状況です。

また、夫が有業で妻が無業の夫婦のほうが夫の家事時間が長い傾向があります。

- 全国よりも本県のほうが夫の家事の分担割合が高い傾向があります。

図3-7 夫婦の1日の家事関連時間(家事、育児、介護、買い物)(週全体平均)

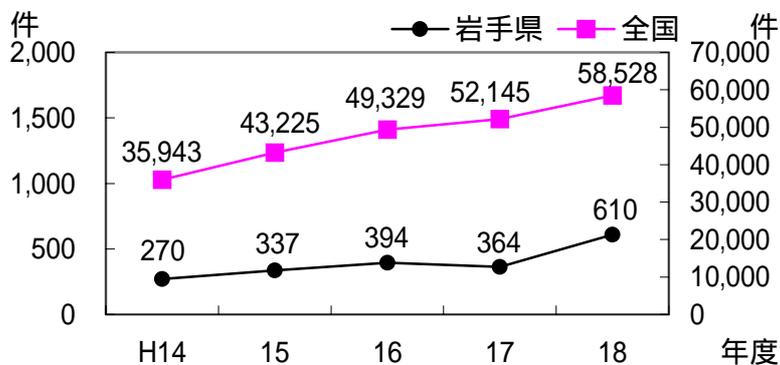


資料) 総務省「社会生活基本調査」

【配偶者からの暴力等の相談件数】

- ・ 配偶者からの暴力に関する相談は年々増加する傾向にあるほか、加害者からの保護を目的とした保護命令（接近禁止命令、退去命令）も増加しています。
- ・ 各市町村の担当課で把握している家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント等の相談件数を把握します。
- ・ 家庭内暴力などの問題は、女性の人権を侵害する重大な問題であり、地域の状況を把握することが極めて重要です。

図3-8 配偶者からの暴力等の相談件数（配偶者暴力相談支援センター）



資料) 岩手県青少年・男女共同参画課調

表3-4 保護命令発令件数

(単位・件)

暦年	岩手県				全国			
	A	B	C	計	A	B	C	計
平成15年	14	-	9	23	1,075	5	419	1,499
平成16年	25	-	8	33	1,141	5	571	1,774
平成17年	25	-	5	30	1,657	4	517	2,178
平成18年	28	-	9	37	1,722	8	517	2,247

暦年の調査であり、Aは接近禁止命令、Bは退去命令、Cは接近禁止及び退去命令を表します。

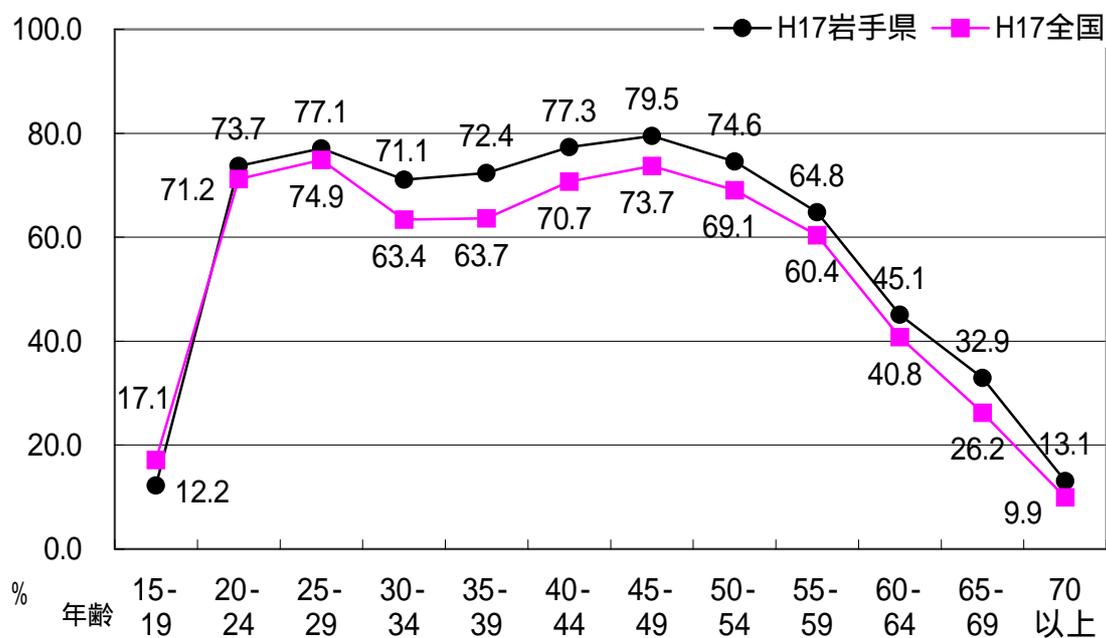
資料) 岩手県は岩手県警察本部調、全国は警察庁調

雇用・労働

【年齢階級別女子労働力率（M字曲線）】

- ・ 平成 17 年の岩手県の女性労働力を年齢階級別にみると、25～29 歳の 77.1%と、45～49 歳の 79.5%を 2 つの頂点として、30～34 歳の 71.1%を谷とする M 字型曲線を描いています。このことから、出産、育児期にあたる女性が一時離職し、子育て後に再就職していることがわかります。
- ・ ただし、近年、頂点と谷（底）との差が小さくなる傾向にあります。
- ・ また、全国平均に比べ、岩手県女性の労働力率は 30 歳以上の各年代層で 7～9% 近く高く、出産、育児期を通じ、働き続ける女性が多いことがわかります。

図 3 - 9 年齢階級別女子労働力率

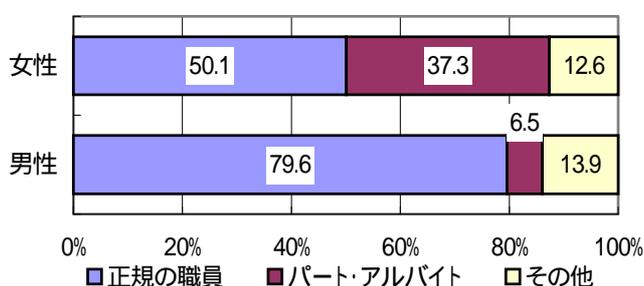


資料) 総務省「国勢調査」

【男女別雇用形態比率】

- ・ 男女の雇用形態比率をみると、男性は8割が正規の職員、パート・アルバイトは1割に満たないのに対し、女性の正規職員比率は半数にとどまり、パート・アルバイトが4割弱を占めています。
- ・ パートタイム労働は、補助的労働力と位置づけられることが多く、待遇面でも非常に不安定です。子育て後の女性の再就職環境を含め、女性の労働環境を整備していく必要があります。

図3-10 男女雇用形態の構成比（岩手県）H14

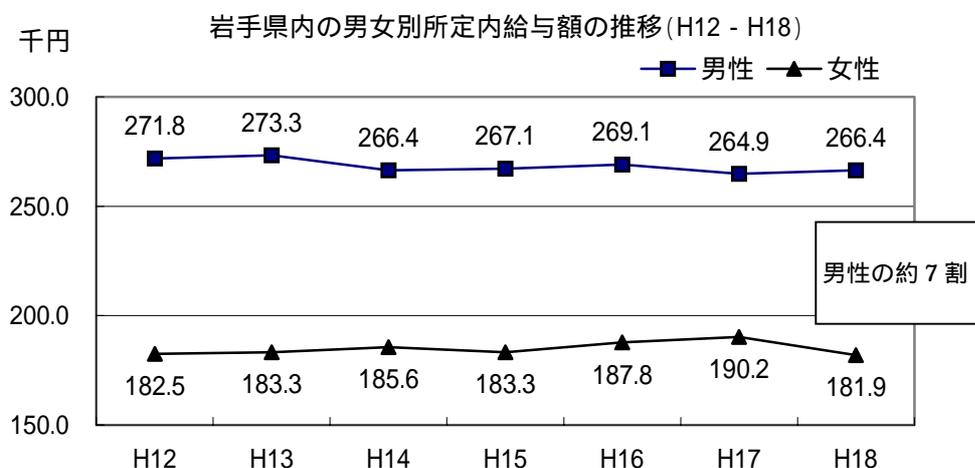


資料) 総務省「就業構造基本調査」

【男女の賃金格差】

- ・ 女性の高学歴化、晩婚化による女性の社会進出、男女雇用機会均等法の制定など、雇用の分野における男女平等は進展しつつありますが、依然として男女の賃金には大きな格差が存在します。
- ・ また、募集や採用における運用や昇進・昇格、教育・研修の機会や配置等においても依然として男女格差があることも一因と考えられます。

図3-11 男女の賃金格差（所定内給与額の推移、岩手県）



資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

【農山漁村の男女共同参画】

- ・ 岩手県は農業を中心とする第1次産業が基幹産業となっており、農山漁村における男女共同参画の在り方を検討していくことは非常に重要な課題といえます。
- ・ その現状と課題は「いわて男女共同参画プラン(改訂版)」を参考としていただきたいのですが、女性の農業委員割合や農村女性の起業者数などはこれまでの取組みにより全国平均よりも高くなっているほか、家族経営協定締結農家数も順調に推移しているところです。

本県女性の就業者のうち、第一次産業就業者の就業者の割合は全国で上位となっています。

特に、農業分野においては、全農業従事者の約6割を女性が占めており、また、漁業や林業分野においても、約2割を女性が占める状況にあります。

しかしながら、家庭や地域に残る固定的な性別役割分担意識や慣行などから、農業委員や農協役員に占める女性の割合など、経営や事業運営の方針決定過程への女性の参画状況は全国に比較して低くなっており、ほとんどが男性を中心に決定・運営されている状況にあります。

また、家族経営が多数を占めることから、生産や経営と生活が密接不可分であり、労働時間や休日等が不明確であるとともに、女性は共同の経営者でありながら、適正な労働報酬や資産を分配されていない状況がみられます。

(「いわて男女共同参画プラン(改訂版)P39」より)

表3-5 農業分野における女性の参画状況(3カ年)

	女性の農業委員数		女性の農協役員数	
	岩手県	全国平均	岩手県	全国平均
H15	6.8	4.1	0.0	1.2
H16	6.8	4.2	0.2	1.5
H17	7.4	4.1	1.1	1.9
H18	9.5	-	-	-

資料) 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調」、農林水産省「総合農協統計表」

	家族経営協定締結農家数	農村女性の起業者数	
		個人	グループ
H16	687	159	177
H17	837	175	180
H18	967	178	190

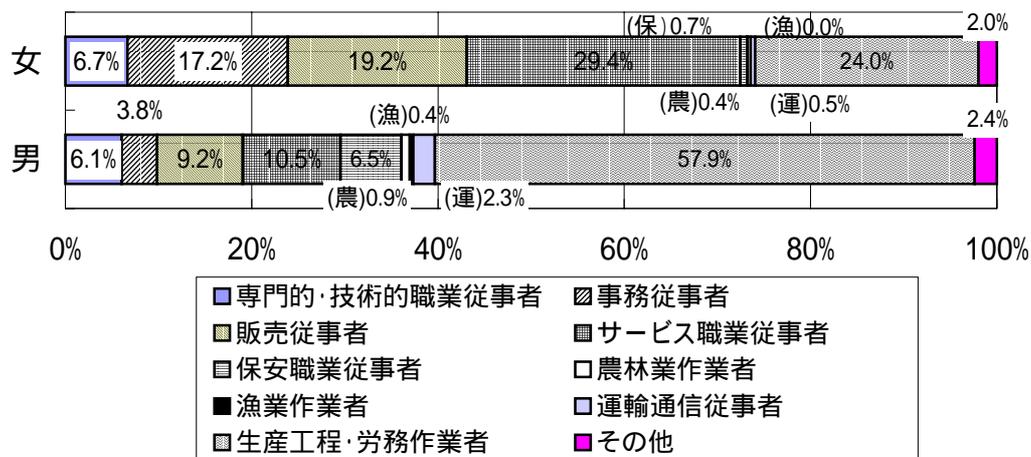
資料) 岩手県農業普及技術課調

教育

【高等学校卒業者の就業分野】

- ・ 高等学校卒業者の就業分野をみると、女性は「サービス職業従事者」が3割、「事務従事者」が約2割であるのに対し、男性は「生産工程・労務作業者」が全体の約6割を占め、男女の就職分野は大きく異なっていることがわかります。

図3-12 高等学校卒業者の就職状況（平成18年度、岩手県）

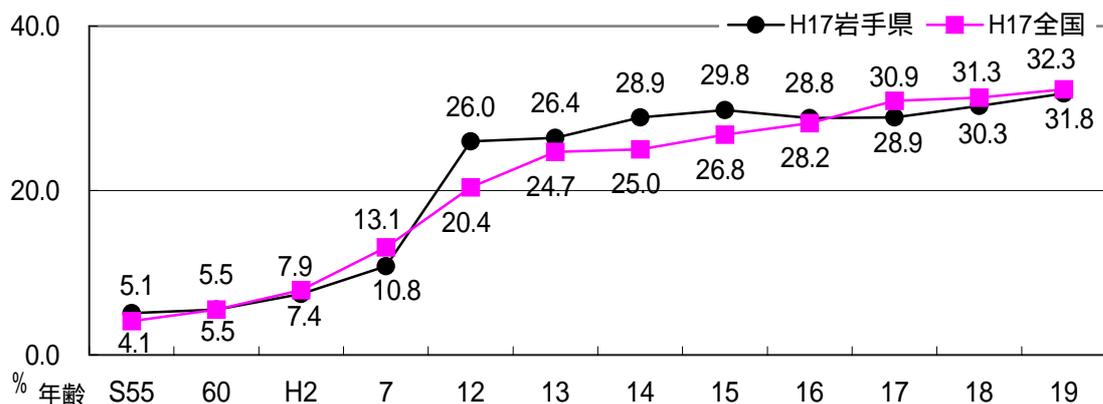


資料) 文部科学省「学校基本調査」

社会参画

- ・ 政策、方針決定過程への女性の参画について、審議会等における女性委員の割合や、女性議員の割合などから検討します。
- ・ 本県の県審議会等における女性委員の割合は、平成15年度までは順調に増加し、ここ数年は横ばい傾向でしたが、平成19年度は32%程度と全国平均とほぼ同様となっています。

図3-13 審議会等における女性委員の割合の推移



(3) 公開されているデータベース

統計情報については、国の基本統計をはじめ、多くの情報がインターネットを通じ、ダウンロードできるようになっています。

データ入力の手間を省き、入力ミスをなくすためにも、国、都道府県レベルの情報など、公開されているデータは積極的に活用するようにしましょう。

岩手県調査統計課（いわての統計情報） <http://www.pref.iwate.jp/~stat/>

総務省統計局 <http://www.stat.go.jp>

国立女性教育会館（女性と男性に関する統計データベース）

http://winet.nwec.jp/cgi-bin/toukei/load/bin/tk_search.cgi

3 住民意識調査の実施

【POINT】

住民意識調査は、地域の抱える問題点や課題について仮説をたて、調査の着地点（地域の男女共同参画行政の目指すべき姿）を見据えたうえで実施することが重要です。

地域固有の問題点や特性を把握するため、国や県、他の市町村の意識調査と比較できる項目を設けます。また、基礎調査（統計データ分析）で把握した地域の問題点を検証する設問を設けることも必要です。

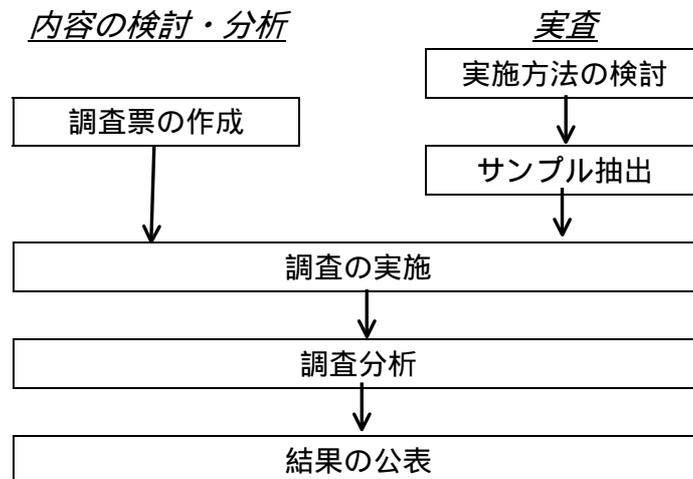
住民意識調査の結果は、ダイジェスト版などを作成して広く住民に公表すること、その後策定する計画に反映していくことが重要です。

（住民意識調査票は、巻末の参考資料を参照してください。）

(1) 住民意識調査の流れ

住民の意識や実態を把握したり、行政への意見や意向を知るための一般的な方法として住民意識調査があり、その流れは概ね次の通りです。

図 3 - 14 住民意識調査の流れ



(2) 調査票の作成

調査票の作成にあたっては、地域の抱える問題点や課題について仮説をたて、調査の着地点（地域の男女共同参画行政の目指すべき姿）を見据えたうえで、実施することが重要です。

計画策定の初年度に「とにかく住民意識調査を実施して地域の実情を把握しよう」とするケースも見受けられますが、住民意識調査で明らかにしたい問題点、課題は何かを常に意識しながら調査票を作成しましょう。

巻末の参考資料に、調査票の作成例を提示しています。参考として下さい。

国・県及び市町村との比較

- ・ 国や県の実施している調査や同規模の他市町村が実施している調査結果と比較し、平均的意識との格差をみることによって地域の特性を把握します。
- ・ 比較を行いたい項目については、設問及び選択肢を同一とします。選択の数を変えると結果の比率（％）が比較できなくなったり、文章を変更したことにより回答の傾向が変わることがありますので、比較を行う場合は、極力、設問・選択肢を同一なものとしましょう。

【設問例 1】(平成 19 年 8 月実施男女共同参画社会に関する世論調査 (内閣府大臣官房政府広報室))

Q あなたは今からあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
(男性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば男性の方が優遇されている、平等、どちらかといえば女性の方が優遇されている、女性の方が非常に優遇されている、わからないの中から 1 つを選択)

1. 家庭生活
2. 職場
3. 学校教育の場
4. 政治の場
5. 法律や制度の上
6. 社会通念・慣習・しきたりなど

【設問例 2】(同上)

Q 結婚、家庭等について、あなたの御意見をお伺いします。
(賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、反対、わからないの中から 1 つを選択)

1. 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい
2. 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである
3. 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない
4. 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

統計データ等から読むことができる問題の検証

- ・ 基礎調査における統計データを整理する段階から地域固有の問題を仮定し、その問題を検証する設問を設計することによって地域の問題を浮き彫りにします。
- ・ また、統計データ以外にも地域固有の慣習等には男女格差の著しいものもあることから、これらについての問題意識も併せて検証していきます。

表 3 - 6 設問設定の例

分野	統計データ等による問題の仮説	設問例
家庭	現状： 多世帯同居が多い 仮説： 多世帯同居の家族構成の場合、女性（嫁）の決定権はほとんどないのではないか	Q 家庭における以下のことを決定する場合、主に誰が決定しますか。（a家の増改築 b車両等購入 c農事日程 d1ヶ月の家計費用） 1主に夫 2主に妻 3主に父 4主に母 5夫婦 6家族全員
	現状： 農家世帯が多く、女性の農業従業者数も多い 仮説： 農家世帯における女性は、家事労働や農業労働などの時間が多く、自分の時間が確保できないのではないか	Q あなたの平均的な生活時間についてお伺いします。各々何時間程度か具体的にご記入ください。 1睡眠時間 2家事等に費やす時間 3農作業時間 4自分の趣味等の時間
学校	現状： 進学率の男女格差が大きい 仮説： 女の子どもに対しては学歴を否定する傾向があるのではないか	Q お子さんの学歴はどこまで必要だと思いますか。（男の子と女の子別） 1中学校 2高等学校 3専門学校 4短大・高専 5大学以上
就労	現状： 女性の労働力率が各年齢層共非常に低い 仮説： 女性就業意識に反して、就業の場がない、あるいは家族の理解がないのではないか	Q （現在仕事をお持ちでない方）これから 仕事に就くとした場合、障害となるものはどれでしょうか。 1自分に適正な就業場所 2家族の理解や協力 3自分の能力や体力 4保育園など支援施設の不足 5企業制度の未整備・・・
	現状： 出産・育児期の女性労働力率が低い 仮説： 出産・育児期を支援する環境が不十分なのではないか	Q 女性が結婚や出産、育児のために会社を退職せず、継続的に就労するためにはどのようなことが必要だとお考えですか。 1 保育施設等支援施設の充実 2 企業制度（休暇制度等）の徹底充実 3 労働条件の改善（短時間労働や在宅勤務等） 4 家族の理解と協力 5 女性が育児をするという意識改革 6 男性の育児参加促進・・・
総論	現状： 審議会等各分野の意思決定過程における女性委員割合が低い 仮説： 地域に女性がリーダーになることを阻害する意識や要因があるのではないか	Q 自治会や行政委員への女性の進出が進まない原因はどこにあると思いますか。 1 女性是指導力が低いという女性の能力に対する偏見がある 2 女は出しゃばるものではないという社会意識がある 3 女性の登用に対する認識や理解が足りない 4 地域の会長など意思決定の場に出られるような女性の人材がいない 5 男性がやるものだと思っている人が多い 6 女性に関心やチャレンジ精神がない
	現状： 農業就業女性、自営女性が多い 仮説： 女性の労働に対して賃金が適正に支払われていないのではないか	Q 農林漁業および自営業の方にお伺いします。労働報酬（いわゆる給料）は受け取っていますか。 1受け取っている 2受け取っていない

現実と理想のギャップ

さらに、設問例に示すように、「現実」を把握する設問、「理想」を把握する設問を設け、両者のギャップを検証します。ここで得られた結果は、「理想」と「現実」のギャップを埋めるための支援策として検討していきます。

【設問例3】『家庭生活における役割分担の理想と現実』

Q 家事などの役割分担についてお伺いします。

- (1) 家事や家計管理など下の各々の場面で実際に夫婦のどちらが役割を担っていますか。
 - (2) では、各々の場面で夫婦のどちらが役割を担うのが理想的だとお考えになりますか。
(主に夫が行う、主に妻が行う、共同で行う、その他より各々1つを選択)
1. 家事(食事・掃除・洗濯等)
 2. 家計の管理
 3. 子どものしつけ
 4. 老親等の世話・介護

【設問例4】『仕事と家庭(または地域活動)』

Q あなたの現在の生き方と望ましい生き方についてお伺いします。

- (1) 仕事と家庭(地域活動を含む家庭生活)の考え方について、あなたの現在の生き方に最も近いものを以下の中から1つだけ選んでください。
 - (2) また、望ましい生き方についても1つだけ選んで下さい。
1. 家庭よりも、仕事に専念する (仕事専念型)
 2. 家庭のこともやるが、あくまで仕事を優先させる(仕事優先型)
 3. 家庭と仕事を同じように両立させる(両立型)
 4. 仕事にも携わるが、家庭を優先させる(家庭優先型)
 5. 仕事よりも家庭のことに専念する(家庭専念型)

【設問例5】『仕事の継続』に関する理想と現実

Q 理想的な女性のライフコースの理想と実際についてお伺いします。

- (1) あなた、あるいはあなたの配偶者の理想とするライフコースは次のどれに一番近いですか。
 - (2) では、実際にはどうなっていますか。
1. 結婚しないで働きつづける
 2. 結婚するが子どもを持たずに働きつづける
 3. 結婚し、子どもを持ちながら働きつづける
 4. 出産退職し、子どもが大きくなってから再び働く
 5. 結婚退職し、子どもが生まれてから再び働く
 6. 出産退職する(子どもが大きくなって働かない)
 7. 結婚退職(子どもを持たない) それ以後は働かない
 8. 結婚し、子どもが大きくなってから初めて働く
 9. 結婚前・後とも働かない

個人属性の把握

調査分析においては、設問ごとの単純集計を行うだけでなく、男女別、年齢別、家族構成別、就業の状況別等により、回答の傾向がどのように違うのかをクロス集計によって把握することが必要です。

そのため、個人の属性を把握する設問を設けます。

一般的に用いられている項目は以下のものがあります。

表 3 - 7 個人属性の項目

性別	年齢	結婚の状況	子どもの有無
家族構成	就業状況（本人および配偶者の就業状況）		

以上の検討に基づき、最終的に設問を確定し、調査票を構成します。

調査項目は少なければ適切な分析ができませんし、多いと回答者に負担が掛かります。他の調査事例も踏まえ、適度な項目数を設定しましょう。

巻末に住民意識調査票を掲載していますので、参考にしてください。

(3) 実施方法の決定

実施方法

調査票の作成と並行して、調査の実施方法を決定します。

意識調査の方法としては、郵送によって配布・回収する方法（郵送留置法）と調査員が家庭をまわり面接聞き取りによって行う方法（個別訪問面接聴取法）がありますが、「男女共同参画社会に関する住民意識調査」においては、費用の面などから郵送留置法を用いることが一般的です。

表 3 - 8 調査方法の概要と長所・短所

実施方法	概要	長所	短所・対処法等
郵送留置法	調査票を対象者の自宅に郵送し、記入してもらった後、調査票を返送してもらう方法	調査員が調査票を配布、回収したり、聞き取りをする必要がないため最も手軽で安上がり	回収率は極めて悪いため督促状を出すことがある
個別訪問面接聴取法	調査員が調査票を持って調査対象者の自宅又は勤務先を訪問し、対象者に会って口頭で質問をし、回答を耳で聞いて調査票に記入する方法	調査員が調査対象者本人であることが確認できること、質問の内容をわからずに回答をすることやデタラメな回答を避けることができる。また調査内容も難しい質問でも可能。	人手と時間が膨大に掛かり、それに伴い費用も掛かる

サンプル抽出

市町村の住民全てに対して意識調査を実施することは困難であることから、一般的には母集団（市町村の全体）から標本を抽出する（サンプリング）方法が取られます。

サンプル抽出では、「性別」「年齢」により母集団を2層に分けたうえで、市町村内をいくつかの地域（段）に分け、地域的な偏りがないうえ、段階的な抽出を行います。

これを「層化2段階抽出」といいます。ただし、人口の少ない市町村などでは地域を段階的に区分した抽出を行う必要はない場合もあります。

実際の抽出にあたっては、統計課などと相談するとよいでしょう。

参考：サンプル抽出の実施要領（A県）

調査対象 県内に居住する20歳以上の男女3,000人

抽出方法 住民基本台帳による層化2段階抽出（地域、男女別）

抽出数 男女別抽出数は、人口比にかかわらず同数とした。

	実数(人)	比率	抽出数(人)			比率
			男	女	計	
A地区	222,928	18.0%	277	276	553	18.4%
B地区	117,103	9.5%	145	145	290	9.7%
C地区	85,717	6.9%	106	106	212	7.1%
D地区	180,979	14.6%	224	224	448	14.9%
E地区	88,161	7.1%	109	110	219	7.3%
F地区	111,508	9.0%	138	138	276	9.2%
G地区	432,100	34.9%	501	501	1002	33.4%
計	1,238,496	100.0%	1,500	1,500	3,000	100.0%

(4) 調査分析

単純集計だけで全体の大まかな状況を把握するだけでなく、個人属性や全国・他市町村との比較あるいは設問間クロス集計をすることによって詳細な分析を行います。

個人属性による違いをみる

調査票で設けた個人属性（性別、年齢別、婚姻の有無別、家族構成別など）により、回答の傾向がどのように異なるのかを検証します。

調査票のすべての個人属性について、全設問の傾向の違いを検討するのではなく、特に際だった違いを示す回答に着目した分析を行います。

全国や他市町村との違いをみる

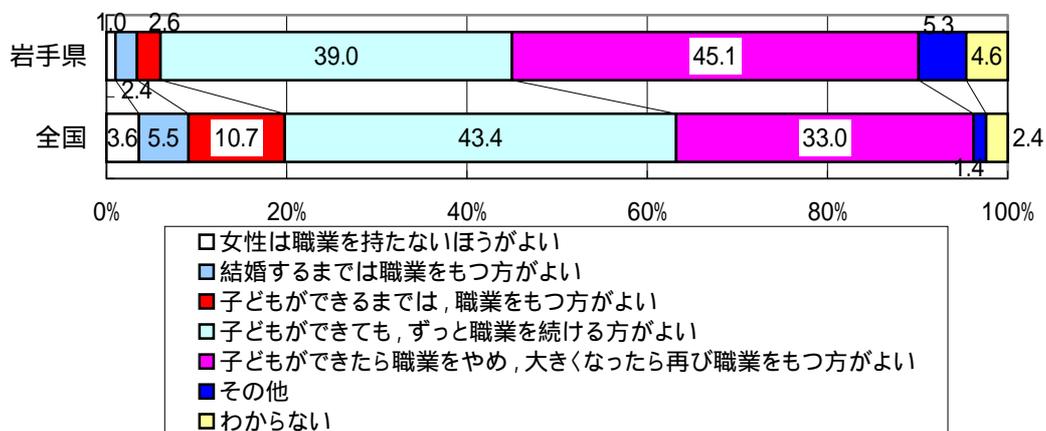
調査の骨組みの視点で示したように、国・県の実施している調査や地方の同規模の市町村が実施している調査結果と比較することによって、平均的意識との格差や地域の意識的特性の把握をすることができます。

図3-15は、内閣府大臣官房政府広報室が実施した「男女共同参画に関する世論調査」における「女性が仕事を持つことについての意向」を県調査と比較したものです。本県では全国と比較して出産・育児を機に退職し、再就職するという働き方への指向が強く見られます。このことから、再就職指向者や、育児期に仕事との両立を希望する女性に対する支援策、「女性イコール家事・育児」という性別役割分業意識についての啓発の必要性などが指摘できるでしょう。

図3-15 全国調査と県調査の比較（例）

全国調査（内閣府「男女共同参画に関する世論調査」平成19年8月）と県調査（「男女がともに支える社会に関する意識調査」平成19年1月）とを比較すると、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」とする割合が全国を大きく上回っています。一方で職業を持ち続けることについては全国よりも割合が低くなっています。

図 「男女共同参画に関する世論調査」と岩手県との比較（例）

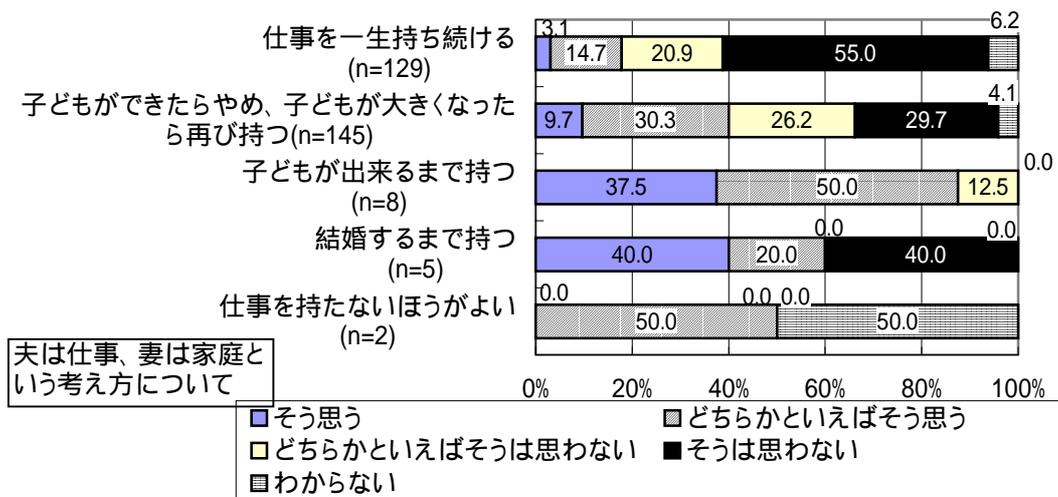


設問間クロス集計

地域の問題点を検証するため、設問間クロスをとる方法もあります。

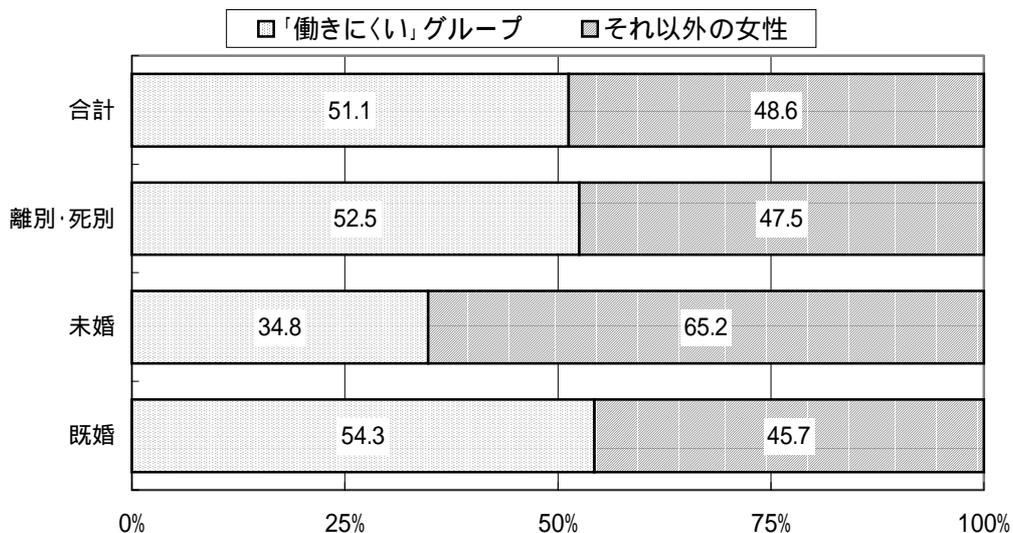
本県で実施した意識調査における設問間クロスの結果をみると、仕事の継続意向が強いものほど「夫は仕事、妻は家庭」という考えに反対する傾向がうかがわれます。

図3-16 女性の就業継続意識別「男は仕事、女は家庭」という考えに対する賛否



- ・ 図3-17は「現在の社会は働きにくい」とした女性を婚姻の有無別にみたものです。未婚の女性よりも既婚（離別・死別含む）の女性のほうが「働きにくい」とする割合が高く、結婚、子育て等により女性の働く環境が厳しくなる状況がうかがわれます。

図3-17 「働きにくい」女性グループの婚姻の有無別構成



(5) 結果の公表

住民意識調査の結果は、分析して報告書を作成するとともに、場合によってはダイジェスト版を作成して広く住民に公表することが必要です。これによって、それまで気がつかなかった市町村の男女格差の実態や男女の意識の違いなどが広く認識されることとなります。このことは、いわば男女共同参画社会実現のための住民意識啓発の第一歩ともいえます。

(広報・啓発については、55 ページを参考にしてください。)

さらに、分析し作成した報告書は、その後策定する計画に反映させることが必要です。

例えば、策定のための委員会や作業部会などで内容を検討し、具体的な施策策定の原資ともなります。